

「消費税セミナー」開催

インボイス制度を解説

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が始まりました。これまで1度も話を聞いたことのない方は、この機会に是非参加ください。インボイスを発行するには、インボイス発行事業者の登録が必要です。ご自身の事業実態に合わせて、登録を受けるか否かをご検討ください。

今回は、右京税務署の担当官からインボイス制度について分かりやすく解説いたします。定員は18名です。

場 所	右京納税協会 会議室 京都市右京区西院上花田町7 ☎075-311-6777
講 師	右京税務署 担当者
内 容	消費税「インボイス制度」について解説します。
日 時	11月29日（水） 13時30分～14時30分 12月15日（金） 13時30分～14時30分
参加費用	無 料
申込先	〒615-0007 京都市右京区西院上花田町7 公益社団法人 右京納税協会 ☎075-311-6777 FAX075-321-9635 ※下記申込書により事務局までFAXにてお申し込みください。受信後、事務局から確認の連絡をいたします。 なお、この情報は当セミナーのみに使用させていただきます。

内容は同じです

右京納税協会宛 「消費税セミナー」申込書（定員になり次第締め切り）

受講希望日に○印をお願いします	11 / 29	12 / 15
住 所		
ふりがな 出席者氏名		
会 社 名	TEL	

- ◆ 少人数での開催ですので、申し込みはお早めをお願いいたします。
- ◆ 駐車場はございませんので、お車でのお越しはご遠慮願います。